

深川市立地適正化計画（案） 概要

1. 計画の位置づけと目的（1章より）

○立地適正化計画とは

都市再生特別措置法に基づき、人口減少・少子高齢化に対応した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方で、医療・福祉・商業施設や住居等をまとめて立地させ、持続可能な都市経営を実現するための計画です。

○策定の背景と目的

- ・人口減少・少子高齢化が進行する中、生活サービス機能を維持しつつ、都市機能と公共サービスを集約
- ・地域の活性化と生活利便性の向上、経営コストの効率化を図る
- ・深川市都市計画マスタープランに掲げる都市づくりの目標実現を目指す

2. 計画の基本情報（1章より）

| 項目 | 内容 |
|------|---------------------------|
| 対象区域 | 都市計画区域全体（約 2,353ha） |
| 基準年 | 令和 2 (2020) 年度 |
| 計画期間 | 令和 23 (2041) 年度までの 22 年間 |
| 策定時期 | 令和 3 年 3 月策定、令和 8 年 3 月改訂 |
| 上位計画 | 深川市総合計画、深川都市計画区域マスタープラン |

3. 深川市の現状と課題（2章より）

○人口動向

- ・総人口：平成 27 年 21,909 人 → 令和 22 年 約 13,000 人（約 6 割に減少）
- ・高齢化率：平成 27 年 39.3% → 令和 22 年 50.9%
- ・市街地の低密度化が進行
(人口密度：昭和 50 年 57.1 人/ha → 平成 27 年 29.7 人/ha)

○主な課題

- ①人口減少への対応 - 約 20 年後には人口が 6 割程度に減少
- ②市街地の低密度化 - 人口減少に合わせた市街地規模の設定が必要
- ③郊外部の高齢化対策 - 高齢者が安心して生活できる環境整備
- ④市街地拡大の抑制 - 計画的な土地利用の推進
- ⑤空き家・空き地の増加 - 有効活用の促進

- ⑥自然災害への備え - 特に浸水災害への対応
- ⑦都市運営コストの縮減 - 公共施設等の適切な配置

4. まちづくりの方針（3章より）

○基本的な考え方

- ・コンパクトなまちづくりの推進
- ・都市機能の集約と居住誘導
- ・市街地間のネットワーク強化
- ・防災に配慮したまちづくり

5. 誘導区域・誘導施設（4章より）

○居住誘導区域

まちなかへの居住を誘導し、人口密度を維持する区域を設定

○都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約する区域を設定

6. 主な施策（6章より）

○誘導区域における施策

- ・都市機能及び居住を維持・誘導するための各種施策を展開
- ・届出制度による緩やかな誘導

7. 防災指針（7章より）※令和8年改訂で追加

○災害リスクへの対応

- ・災害リスクの把握
- ・課題の抽出と取組方針の策定
- ・浸水想定区域における安全確保対策

8. 計画の評価（8章より）

○目標値の設定と評価

- ・定量的な目標値を設定
- ・防災指針に関する目標値を追加（令和8年改訂）
- ・定期的な評価・見直しの実施

9. 計画の特徴

○改訂のポイント（令和8年3月追加箇所）

- ①防災指針の追加（7章）
- ②防災に関する目標値の追加
- ③事業進捗に応じた施策の補足

○まとめ

深川市立地適正化計画は、急速な人口減少と高齢化に対応し、持続可能な都市経営を実現するため、都市機能の集約と居住誘導を図る計画です。防災にも配慮しながら、コンパクトで利便性の高いまちづくりを目指しています。